

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次

教育委員会規則	ページ
秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則(三・教育庁総務課)	1
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(四・教育庁総務課)	1
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(五・教育庁総務課)	3
市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(六・教育庁総務課)	13
秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則(七・幼児・養護教育課)	16
教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則(八・高校教育課)	16
秋田県立中学校管理規則(九・高校教育課)	16
教育委員会訓令	
秋田県教育委員会行政組織規則施行規程の一部を改正する訓令(一・教育庁総務課)	25
秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令(二・教育庁総務課)	25
秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(三・教育庁総務課)	27
秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令(四・教育庁総務課)	28
秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令(五・教育庁総務課)	28
秋田県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令(六・教育庁総務課)	28
秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令(七・教育庁総務課)	28
秋田県教育委員会分限・懲戒処分審査会規程の一部を改正する訓令(八・教育	28

庁総務課)	29
秋田県教育委員会給与委員会規程の一部を改正する訓令(九・教育庁総務課)	29
秋田県教育委員会研修計画委員会規程の一部を改正する訓令(一〇・義務教育課)	29
秋田県教育委員会生徒指導委員会規程の一部を改正する訓令(一一・義務教育課)	29
秋田県教育委員会教員採用委員会規程の一部を改正する訓令(一二・高校教育課)	30

教育委員会規則

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会規則第三号

秋田県教育委員会委員長 伊藤 美津子

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会の事務委任及び臨時代理等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号中「公立高等学校」を「県立中学校及び公立高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会規則第四号
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号を次のように改める。

二 幼保推進課

第三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 特別支援教育課

第四条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八 育英事業に関する事。

第五条の見出しを「(幼保推進課の分掌事務)」に改め、同条中「幼児・養護教育課」を「幼保推進課」に改め、第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを削り、第八号を第二号とし、第九号及び第十号を削り、同条第十一号中「及び特別教育」を削り、同条第十二号中「及び特別教育」を削り、同条を同条第四号とし、同条第十三号中「県立特殊教育学校、特殊学級及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第十四号から同条第十七号までを削り、同条に次の二号を加える。

六 公立幼稚園及び保育所の整備及び運営指導に関する事。

七 保育士に関する事。

第六条第一号中「市町村立小中学校」の下に「(組合立小中学校を含む。以下同じ。)」を加え、同条第二号中「及び県費負担教職員」を「並びに県費負担教職員及び県立中学校の教職員」に改め、同条第五号中「進路指導」の下に「並びに県立中学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導」を加え、同条第十五号を第十七号とし、第十四号を第十六号とし、第十三号を第十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

十四 教育職員の免許に関する事。

第六条中第十二号を第十三号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条第八号中「市町村立小中学校」の下に「及び県立中学校」を加え、同条第九号とし、同条第七号を同条第八号とし、同条第六号中「就学奨励」の下に「並びに県立中学校の就学奨励」を加え、同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を加える。

六 小中学校教育の施策に係る企画、立案等に関する事。

第七条第一号、第四号及び第五号中「県立高等学校」を「県立中学校及び県立高等学校」に改め、同条第六号中「公立高等学校」を「県立中学校及び公立高等学校」に改め、同条第七号中「県立高等学校入学者」を「県立中学校及び県立高等学校の入学者」に改め、同条第八号中「県立高等学校」を「県立中学校の組織編制並びに県立高等学校」に改め、同条第十六号を削り、第十五号を第十六号とし、同条第十四号中「県立高等学校」を「県立中学校及び県立高等学校」に改め、同条第十五号とし、同条第十三号中「県立高等学校」を「県立中学校及び県立高等学校」に改め、同条第十四号とし、同条第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 県立中学校の就学事務に関する事。

第七条中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、同条の次に次の一条を加える。

(特別支援教育課の分掌事務)

第七条の二 特別支援教育課の分掌事務は、次のとおりとする。

一 県立特殊教育学校の設置、廃止及び管理運営に関する事。

二 県立特殊教育学校の教職員の定数に関する事。

三 県立特殊教育学校の教職員の任免、分限、懲戒その他の人事に関する事。

四 県立特殊教育学校の教職員の勤務時間その他の勤務条件(給与を除く。)に関する事。

五 県立特殊教育学校高等部及び幼稚園の入学者の選抜に関する事。

六 県立特殊教育学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事。

七 市町村立小中学校の特殊学級(第十四号において「特殊学級」という。)の設置及び廃止、教育課程、学習指導、生徒指導並びに進路指導についての指導及び助言に関する事。

八 公立小中学校及び公立高等学校における特別支援教育についての助言に関する事。

九 県立特殊教育学校の就学事務及び就学奨励に関する事。

十 特別支援教育の施策に係る企画、立案等に関する事。

十一 特別支援教育に係る教育研究団体に関する事。

十二 公立小中学校、公立高等学校及び県立特殊教育学校の教職員に対する特別支援教育に係る研修に関する事。

十三 県立特殊教育学校の設備の整備に関する事。

十四 県立特殊教育学校及び特殊学級の教科書その他の教材に関する事。

十五 秋田県心身障害児就学審議会に関する事。

第十条第九号中「及び秋田県立田沢湖スポーツセンター」を「、秋田県立田沢湖スポーツセンター及び秋田県立武道館」に改める。

第十一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条第四項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条の次に次の一号を加える。

五 公立幼稚園の管理運営についての助言に関する事。

第十二条第四項に次の二号を加える。

八 保育所の設置の認可、検査等に関する事。

九 社会福祉法人の認可、検査等に関すること。
 第十二条第五項に次のただし書を加える。
 ただし、北教育事務所鹿角出張所の所管区域に係る前項第五号、第八号及び第九号に掲げる事務は、北教育事務所が分掌する。
 第十五条第一項の表中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一項を加える。

七 技 師	室 課	技術をつかさどる。
-------	-----	-----------

第十五条第二項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第三項の表中第十七号を削り、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号を第十五号とし、同表第十三号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、同表第十号中「幼児・養護教育課」「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第九号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十号と「幼児・養護教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第九号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十号と「特別支援教育課」を「特別支援教育課」に改め、同号を同表第十一号とし、同表第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三号中「室」を「室」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 政 策 監 課	課	県教育行政に関する重要な施策の企画、立案等をつかさどる。
-----------	---	------------------------------

第十五条第三項の表第十八号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十九号とし、同表第十七号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十八号とし、同表第十六号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十七号とし、同表第十五号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十六号とし、同表第十四号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十五号とし、同表第十三号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十一号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第九号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第十号とし、同表第七号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第八号とし、同表第五号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第六号とし、同表第三号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号中「義務教育課」を「義務教育課」に改め、同号を同表第二号とし、同表第一号の次に次の一号を加える。

高校教育課
 特別支援教育課

十八 文化財主事	室 課	文化財に関する事務をつかさどる。
----------	-----	------------------

第十五条第四項中「及び第三項」を「及び前項」に改める。
 第十八条第二項及び第三項を削る。
 第三十条第一項の表第一号中「総合教育センター」を「埋蔵文化財センター」に改め、同表第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「第三号から第八号まで」を「第二号から第六号まで」に改め、同条第三項の表中第十五号を第十六号とし、第四号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、同表第三号中「生涯学習センター」を「総合教育センター」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の次に次の一号を加える。

三 上 席 主 幹	総合教育センター	県教育行政に関する重要な事項の企画、調査等をつかさどる。
-----------	----------	------------------------------

第三十条第四項中「第三項」を「前項」に改める。
 附 則
 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会規則第五号
 秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第二条の二」に改める。
 第二章第一節中第三条の前に次の一条を加える。

（教育職給料表（二）の適用範囲）
 第二条の二 教育職給料表（二）の備考1の規則で定める職員は、当該高等学校における

担任授業時間数が一週間につき六時間以上である者とする。

第十三条第一項第一号中「教育職給料表の三級及び四級並びに」を「教育職給料表(一)若しくは教育職給料表(二)の三級若しくは四級又は」に、「教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第二十四条第七項及び第二十五条第四項中「教育職給料表」を「教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)」に、「別表第一の備考2」を「別表第一(一)の備考2又は(二)の備考2」に改める。

第三十二条第四号の三中「第二十條の五第一項」を「第二十六條第一項」に改める。

第五十六条第一項中「及び教頭」を「、教頭及び事務長(教育委員会が人事委員会と協議して別に定める学校に勤務する者に限る。)」に改める。

第五十七条の六第一号中「地方公社等職員」を「一般地方独立行政法人等職員」に改める。

第六十七条の二第二号を次のように改める。

二 その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者(常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員に限る。)となつた者

イ 条例の適用を受ける職員

ロ 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の適用を受ける職員

ハ 一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員

ニ 特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)

第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の職員のうち教育委員会が定める者

第六十七条の二第三号ハ中「イ及びロ」を「イからハまでに掲げる者」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 特定地方独立行政法人の職員(前号ニに掲げる者を除く。)

第六十七条の六第二項第三号(一)中「国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律」に改める。

第六十七条の七第一項を次のように改める。

前条第一項の在職期間には、次に掲げる期間を算入する。

一 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者(常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員に限る。)が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の適用を受ける職員

ロ 一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員

ハ 特定地方独立行政法人の職員のうち教育委員会が定める者

二 基準日以前六箇月以内の期間において、次に掲げる者(常勤である者にあつては臨時的任用職員以外の職員、非常勤である者にあつては再任用短時間勤務職員に限る。)が引き続き条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間

イ 国又は他の地方公共団体の職員(前号ロに掲げる職員を除く。)

ロ 退職派遣者

ハ 特定地方独立行政法人の職員(前号ハに掲げる者を除く。)

ニ イからハまでに掲げる者に準ずる者として教育委員会が認める者

第六十七条の七第二項中「前項各号」を「前項第二号」に、「当該国」を「、当該国」に、「を」を「及びそれ以前の期間は、」に、「かかわらず」を「かかわらず、」に改める。

第六十七条の八第二項中「前条第一項各号」を「前条第一項第一号イからハまで及び同項第二号イからニまで」に改める。

第六十八条の二第一項第三号ハ中「イ及びロ」を「イからハまでに掲げる者」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 特定地方独立行政法人の職員(第六十七条の二第二号ニに掲げるものを除く。)

第六十八条の三中「に規定する支給割合」を「の規則で定める支給割合」に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 条例第二十四条の二第二項に規定する義務教育等教員特別手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(再任用短時間勤務職員にあつては、その額に条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

一 条例第二条第三項に規定する教育職員で教育職給料表(一)の適用を受ける職員
その者の属する職務の級及びその者の受ける号給(その者が、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受ける職員であるときは、その者の属する職務の級及びその級の最高の号給とし、地公法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。次号において同じ。)に対応する別表第十五イの表に掲げる額

二 条例第二条第三項に規定する教育職員で教育職給料表(二)の適用を受ける職員
その者の属する職務の級及びその者の受ける手当に対応する別表第十五口の表に
掲げる額

別表第一中 職務の級 標準的な職務 を

「 教育職給料表(一)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
------	--------

に改め、同表に

次のように加える。

□ 教育職給料表(二)級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1 級	助教諭、養護助教諭又は講師の職務
2 級	教諭又は養護教諭の職務
3 級	教頭の職務
4 級	校長の職務

「 1 教育職給料表(一)級別資格基準表

県表第3中 職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級

を

職 種	学歴免許等	職 務 の 級	
		1 級	2 級

「 の の 回 表 」

次のように加える。

□ 教育職給料表二級別資格基準表

職 種	学 歴 免 許 等	職 務 の 級	
		1 級	2 級
校 長	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 頭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	-----	0
教 養 護 教 諭	大 学 卒	-----	0
	短 大 卒	0	2.5
助 教 諭 養 護 助 教 諭 講 師	大 学 卒	0	別に定める
	短 大 卒	0	別に定める
	高 校 卒	0	別に定める

備考

- この表を適用する場合における職員の経験年数については、教育職給料表一級別資格基準表の備考の規定を適用する。
- 教諭のうち教育職員免許法（昭和24年法律第147号）附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許等欄の学歴免許等の区分の適用については、「大学卒」の区分によるものとする。この場合において、この表の職務の級2級欄に定める必要経験年数については、「別に定める」とされているものを除き、1年とする。

別表第八イ中「教育職給料表(初任給標準表)」を「教育職給料表(一)初任給標準表」に改め、同表中八を二とし、ロを八とし、イの次に次のように加える。

□ 教育職給料表(二)初任給基準表

職 種	学歴免許等	初 任 給
教 諭 養護教諭	博士課程修了	2級9号給
	修士課程修了	2級5号給
	大 学 卒	2級2号給
	短 大 卒	1級4号給
助 教 諭 養護助教諭 講 師	大 学 卒	1級7号給
	短 大 卒	1級4号給
	高 校 卒	1級2号給

備考

この表の適用を受ける職員に第17条第1項の規定を適用する場合における当該職員の経験年数については、教育職給料表(一)初任給基準表の備考の規定を適用する。

別表第九中

行政職給料表	4級	教育職給料表(一)	3級
教育職給料表	3級	教育職給料表(二)	3級
		行政職給料表	4級

別表第十中

教育職給料表	13号給	25号給	14号給			
教育職給料表(一)	13号給	25号給	14号給			
教育職給料表(二)	13号給	23号給	11号給			

定款第十の四「教育職給料表調整基本額表」は「調整基本額表」及び「教育職給料表(一)調整基本額表」を「職務の級」に定める。

「調整基本額表」は「(一)の備考2」に定める。

「教育職給料表(一)調整基本額表」は「(一)の備考2」に定める。

□ 教育職給料表(二)調整基本額表

職務の級	調整基本額
1 級	9,300円。ただし、2号給6,633円、3号給6,912円、4号給7,236円、5号給7,591円、6号給7,996円、7号給8,446円、8号給8,743円、9号給9,045円
2 級	11,700円。ただし、2号給8,599円、3号給8,910円、4号給9,225円、5号給9,558円、6号給9,913円、7号給10,408円、8号給10,926円、9号給11,448円
3 級	12,700円(条例別表第一(二)の備考2に定める職員にあつては、13,000円)
4 級	14,100円

鹿角郡十和田	教 頭	給料月額に100分の10（県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める教頭にあつては100分の12）を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
--------	-----	--

教 頭	給料月額に100分の10（県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める教頭にあつては100分の12）を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
を	給料月額に100分の10を乗じて得た額（再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）
を	事務 長 （県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める学校に勤務する者に限る。）

別表第十三の一級地（昭和四十七年五月一日指定）の項中

保呂羽小学校	平
田代小学校	雄
上到米小学校	〃

鹿郡大森町

勝郡羽後町	を	保呂羽小学校	平鹿郡大森町	に改め、同表二級地
〃				

（昭和四十七年五月一日指定）の項を削り、同表二級地（平成十四年一月一日指定）の項の次に次のように加える。

二級地 （平成十六年 四月一日指定）	田代小学校	雄勝郡羽後町
--------------------------	-------	--------

別表第十三の三平成十四年一月一日指定の項中

大沢郷小学校	仙北郡西仙北
田沢小学校	田沢湖

町	を	大沢郷小学校	に	西中学校	仙北郡
町		仙北郡西仙北町		田沢中学校	〃

西仙北町	を	西中学校	仙北郡西仙北町	に改め、同表に次のように
田沢湖町				

加える。

平成十六年 四月一日指定	常盤小学校	能代市
	常盤中学校	〃
	東成瀬村小中学校 給食共同調理場	雄勝郡東成瀬村

別表第十三の五昭和四十九年十月一日指定の項を削る。

別表第十四中

教育職給料表

を

教育職給料表(一)
教育職給料表(二)

に改める。

教育職給料表の適用を受ける職員

別表第十五中

職員の 区分号	職務の級 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

教育職給料表(一)の適用を受ける職員

を 以下へ 回

職員の 区分号	職務の級 給	給料月額			
		1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

表に次のように加える。

ロ 教育職給料表二の適用を受ける職員

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
再	1	-	-	11,100	15,000
	2	5,000	6,300	11,500	15,400
任	3	5,200	6,600	12,400	15,800
	4	5,400	7,000	12,800	16,300
	5	5,600	7,300	13,200	16,700
用	6	5,900	7,600	13,600	17,100
	7	6,200	7,900	14,000	17,500
	8	6,500	8,300	14,400	17,900
	9	6,800	8,900	14,800	18,300
	10	7,100	9,300	15,100	18,700
職	11	7,400	9,700	15,500	19,000
	12	7,700	10,500	15,900	19,400
	13	8,000	10,900	16,300	19,600
	14	8,300	11,300	16,700	19,900
	15	8,600	12,100	17,100	20,200
員	16	8,800	12,500	17,400	
	17	9,100	12,900	17,700	
	18	9,400	13,300	18,000	
	19	9,700	13,700	18,300	
	20	9,900	14,000	18,500	
以	21	10,200	14,400	18,700	
	22	10,400	14,700	18,900	
	23	10,600	15,000	19,100	
	24	10,800	15,400		
	25	11,000	15,700		
外	26	11,200	16,000		
	27	11,400	16,300		
	28	11,500	16,500		
	29	11,600	16,800		
	30	11,700	17,000		
の	31	11,900	17,200		
	32	12,000	17,400		
	33	12,100	17,600		
	34	12,300			
	35	12,400			
職	36	12,500			
	37	12,600			
	38	12,800			
	39	12,900			
	40	13,000			
再任用 職員		8,000	9,700	12,800	16,300

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。
(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 2 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成八年秋田県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。
附則第四項中「教育職給料表」を「教育職給料表(一)又は教育職給料表(二)」に改める。
附則別表第一の備考以外の部分を次のように改める。

給 料 表	種 別	採 用 時 期	初任給
教 育 職 給料表(一)	2級12号給	平成8年4月1日から 平成10年3月31日まで	2 級 11号給
教 育 職 給料表(二)	2級9号給	平成8年4月1日から 平成10年3月31日まで	2 級 8号給

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第六号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条中「月額」を「額」に改める。

第五条中「通勤」を「通勤」に、「職員」を「職員」に、「各号の一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「いずれかの」を「いずれかが」に改める。

第六条の前の見出しを、「(普通交通機関等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条中「条例第十六条第二項第一号に規定する運賃等相当額の算出」を「普通交通機関等(特別急行列車等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)に係る通勤手当の額」に、「および」を「及び」に、「による運賃等の額による」を「により算出する」に改める。

第七条中「割り振られた」を「条例第二十八条から第二十八条の四までの規定に基づく」に改める。

第八条第一項中「運賃等相当額」を「条例第十六条第一号に規定する運賃等相当額(以下「運賃等相当額」という。)(一)に、「による額の総額」を「に掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間(条例第十六条第七項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。)である定期券の価額
- 二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤二十一回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

三 教育委員会の定める普通交通機関等 教育委員会の定める額

第八条第二項中「の交通機関等」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「による」を「に定める」に改め、「の総額」を削る。

第八条の四中「月額」を「額」に改め、同条第一号中「交通機関等」を「普通交通機関等」に改め、「において」の下に「のみ」を加え、「運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に掲げる額の合計額(その額が四万五千円)を「同条第二項第一号及び第二号に定める額(同項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び同項第二号に定める額の合計額が五万五千円」に、「その額と四万五千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が七千円を超えるときは、七千円)を四万五千円に加算した」を「その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、五万五千円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た」に改め、同条第二号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。)(一)に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十六条第二項第一号」を「同項第一号」に改め、同条第三号中「運賃等相当額」を「一箇月当たりの運賃等相当額」に、「掲げる額」を「定める額」に、「条例第十六条第二項第二号」を「同項第二号」に改める。

第十三条の見出しを、「(特別急行列車等に係る通勤手当の額の算出の基準)」に改め、同条第一項中「条例第十六条第三項に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額(以下「特別料金等の二分の一相当額」という。))の算出は、特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法が「特別急行列車等に係る通勤手当の額は、「に、「ものによる特別料金等の額による」を「特別急行列車等を利用する

場合における通勤の経路及び方法により算出する」に改め、同条第二項中「及び第八条」を削り、「特別料金等の二分の一相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第八条(第一項第三号を除く。)の規定は、条例第十六条第三項第一号に規定する特別料金等の額の二分の一に相当する額の算出について準用する。この場合において、第八条中「普通交通機関等」とあるのは、「特別急行列車等」と、同条第一項第一号中「価額」とあるのは、「価額の二分の一に相当する額」と、同項第二号中「運賃等の」とあるのは、「特別料金等の額の二分の一に相当する」と読み替えるものとする。

第十六条第一号中「による派遣」の下に、「(以下「公益法人等派遣」という。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(支給日等)

第十六条の二 通勤手当は、支給単位期間(第三項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)(又は当該各号に定める期間(以下「支給単位期間等」という。))に係る最初の月の市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十一年秋田県教育委員会規則第十三号)(第四十六条に規定する給料の支給日(以下「支給日」という。))に支給する。ただし、支給日まで第三号の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 条例第十六条第五項の規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 職員が二以上の普通交通機関等を利用するものとして条例第十六条第二項第一号に定める額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)(において、一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当) その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

二 職員が条例第十六条第二項第一号及び第二号に定める額の通勤手当を支給される場合において、一箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が五万五千円を超えるときにおける当該通勤手当) その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

三 職員が二以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、条例第十六条第三項第一号に規定する一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一

相当額」という。)(の合計額が二万円を超えるときにおける当該通勤手当) その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

第十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の一条、見出し及び二条を加える。

(返納の事由及び額等)

第十七条の二 条例第十六条第六項の規則で定める事由は、通勤手当(一箇月の支給単位期間に係るものを除く。)(を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一 離職し、若しくは死亡した場合又は条例第十六条第一項の職員たる要件を欠くに至つた場合

二 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があつたことにより、通勤手当の額が改定される場合

三 月の中途において地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)(第二十八条第二項の規定により休職にされ、法第五十五条の二第一項ただし書に規定する許可(以下「専従許可」という。))を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年秋田県条例第二号)(第二条第一項の規定による派遣(以下「外国派遣」という。))をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)(第二条の規定により育児休業をし、公益法人等派遣をされ、大学院修学休業(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)(第二十六条第一項に規定する大学院修学休業をいう。以下同じ。))をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなるとき。

四 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る条例第十六条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び条例第十六条第二項第二号に定める額の合計額。以下同じ。)(が五万五千円以下であつた場合) 前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等(同号の規定による改定後に一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、教育委員会の定める月(以下「事由発生月」という。)(の末日にしたものとして得られる額(以下「払

炭金相当額」という。))

二 一箇月当たりの運賃等相当額等が五万五千円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 二に掲げる場合以外の場合 五万五千円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(二) 第十六条の二第三項第一号又は第二号に掲げる通勤手当を支給されている場合 五万五千円に事由発生月の翌月から同項第一号若しくは第二号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る条例第十六条第六項の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額(二以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等」という。)が二万円以下であつた場合
 第一項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る特別急行列車等(同号の規定による改定後に一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等)、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、使用されるべき通用期間の定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の二分の一に相当する額(以下「払戻金二分の一相当額」という。)

二 一箇月当たりの特別料金等二分の一相当額等が二万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(一) 二に掲げる場合以外の場合 二万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第一項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

(二) 第十六条の二第三項第三号に掲げる通勤手当を支給されている場合 二万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金二分の一相当額及び教育委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が

当該期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

4 条例第十六条第六項の規定により職員に前二項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。(支給単位期間)

第十七条の三 条例第十六条第七項に規定する規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ六箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第八条第一項第三号の教育委員会の定める普通交通機関等 一箇月

2 前項第一号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第二十八条の二第一項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他教育委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第十七条の四 支給単位期間は、第十七条第一項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第二項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第二十八条第二項の規定により休職にされ、専従許可を受け、外国派遣をされ、地方公務員の育児休業等に関する法律第二条により育児休業をし、公益法人等派遣をされ、大学院修学休業をし、又は法第二十九条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が二以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当するときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしていないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第十八条中「月の一日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第十九条中「、および」を「及び」に、「月額」を「額」に、「または」を「又は」に改める。

第二十条を削る。

第二十一条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「の施行」を「に定めるもののほか、通勤手当」に、「、必要な事項は」を「必要な事項は、」に改め、同条を第二十条とする。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第七号

秋田県立特殊教育学校学則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校学則（昭和六十年秋田県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中 「秋田県立聾学校」を「秋田県立聾学校」に改める。

別表秋田県立本荘養護学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第八号

教育職員免許法施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法施行細則（平成元年秋田県教育委員会規則第十四号）の一部を次の

ように改正する。

第七条第一項及び第三項中「備考第五号」を「備考第七号」に改める。

第十三条を第十四条とし、同条の前に次の一条を加える。

（免許状返納時の理由書の提出）

第十三条 法第十条第一項及び第十一条第三項の規定により免許状が失効した者は、免許状を紛失したときは、その理由を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立中学校管理規則をここに公布する。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会委員長 伊 藤 美津子

秋田県教育委員会規則第九号

秋田県立中学校管理規則

秋田県立中学校管理規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十三条の規定に基づき、秋田県立中学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めるものとする。

（休業日）

第二条 学校の休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 学校創立記念日

四 春季休業日 四月一日から四月四日まで及び三月二十二日から三月三十一日まで

で

五 夏季休業日 七月二十二日から八月二十日まで

六 冬季休業日 十二月二十二日から一月十三日まで

七 前各号に掲げるもののほか、校長が特に必要と認める日

2 校長は、前項第四号から第六号までに規定する休業日の日数により難い特別の事情があるときは、あらかじめ休業日変更届出書（様式第一号）を教育長に提出し、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内でこれを増減することができる。

3 校長は、第一項第七号の規定により休業日を設けようとするときは、あらかじめ

休業日届出書(様式第二号)を教育長に提出しなければならない。
(教育課程の編成等)

第三条 学校の教育課程は、中学校学習指導要領等により、校長が編成する。

2 前項の規定による編成に当たっては、併設する高等学校における教育との一貫性に配慮しなければならない。

3 前二項の規定により編成する教育課程は、次に定める年間授業週数、週当たりの授業時数及び一単位時間を標準として編成するものとする。

一 年間授業週数 三十五週

二 週当たりの授業時数 二十八単位時間

三 一単位時間 五十分

4 学校の授業の終始時刻は、校長が定める。

5 校長は、第一項から第三項までの規定により教育課程を編成し、又は前項の規定により授業の終始時刻を定めたときは、当該年度に係る次に掲げる事項を記載した教育課程等年間計画書(様式第三号)を作成し、四月末日までに教育長に届け出なければならない。

一 学年別教育課程及び学校が定める教育活動の週当たりの授業時数

二 特別活動の指導組織、指導教員及び活動の大綱並びに時間配当

三 週当たりの授業時数

四 授業の終始時刻

6 校長は、前年度における教育課程の実施状況について、毎学年度終了後一月以内に、教育課程実施報告書(様式第四号)を教育長に提出しなければならない。

(分掌組織等)

第四条 校長は、校務を分掌する組織及び所属職員の校務分掌を定めるものとする。

2 前項の組織には、次に掲げる事項を分掌する組織を置くものとする。

一 教育計画(学校行事を含む。)の立案その他の教務に関する事項

二 研究計画の立案その他の教育研究に関する事項

三 学年の教育活動に関する事項

四 生徒指導に関する事項

五 生徒の保健に関する事項

六 生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項

(職員会議)

第五条 学校に、学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、職員会議を置く。

2 職員会議に関し必要な事項は、校長が定める。

(学校評議員)

第六条 校長は、学校運営上必要と認めるときは、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、校長の推薦に基づき、秋田県教育委員会が委嘱する。

3 学校評議員に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(教務主任等)

第七条 学校に、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に定める主任又は主事を置き、これらの主任又は主事は、教諭(保健主事にあつては、教諭又は養護教諭)をもって充てるものとする。

一 第四条第二項第一号に掲げる事項を分掌する組織 教務主任

二 第四条第二項第二号に掲げる事項を分掌する組織 研究主任

三 第四条第二項第三号に掲げる事項を分掌する組織 学年主任

四 第四条第二項第四号に掲げる事項を分掌する組織 生徒指導主事

五 第四条第二項第五号に掲げる事項を分掌する組織 保健主事

六 第四条第二項第六号に掲げる事項を分掌する組織 進路指導主事

2 前項の教務主任、研究主任又は学年主任は、校長の監督を受け、それぞれ当該組織が分掌する事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

3 第一項の生徒指導主事又は進路指導主事は、校長の監督を受け、それぞれ当該組織が分掌する事項をつかさどり、かつ、当該事項について連絡調整、指導及び助言に当たる。

4 第一項の保健主事は、校長の監督を受け、当該組織が分掌する事項の管理に当たる。

(その他の組織及び主任等)

第八条 校長は、第四条から前条までに規定するもののほか、必要に応じて、校務を分掌する組織を定め、その組織ごとに主任等を置き、これらの主任等は職員をもつて充てるものとする。

(教務主任等の任命)

第九条 校長は、第七条第一項に定める主任若しくは主事又は前条に定める主任等を任命するものとする。

2 校長は、前項の規定により教務主任等を任命したときは、速やかに教務主任等任命報告書(様式第五号)を教育長に提出しなければならない。

(準用規定)

第十条 秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)第三章(第四条を除く。)、第四章(第十二条から第十九条までを除く。)及び第五章から第七章までの規定は、学校に準用する。

附則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

様式第1号 休業日変更届出書(第2条関係)

(A4判)

	記号及び番号 年 月 日
秋田県教育委員会教育長 様	
秋田県立 中学校長	印
休業日の変更について(届出)	
秋田県立中学校管理規則第2条第2項の規定により、次のとおり休業日を変更するので、届け出ます。	
1 変更休業日	月 日から 月 日まで(日間)
	月 日から 月 日まで(日間)
	月 日から 月 日まで(日間)
2 事 由	

様式第2号 休業日届出書(第2条関係)

(A4判)

	記号及び番号 年 月 日
秋田県教育委員会教育長 様	
秋田県立 中学校長	印
休業日について(届出)	
秋田県立中学校管理規則第2条第3項の規定により、次のとおり休業日を設けるので、届け出ます。	
1 休業期間	月 日から 月 日まで(日間)
2 減ずる休業日	休業日 月 日から 月 日まで
3 事 由	

様式第 3 号 教育課程等年間計画書 (第 3 条関係)

(A 4 判)

記号及び番号
年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

秋田県立 中学校長 印

教育課程等の年間計画について (届出)

秋田県立中学校管理規則第 3 条第 5 項の規定により、別紙のとおり届け出ます。

様式第4号 教育課程実施報告書(第3条関係)

(A4判)

記号及び番号
年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

秋田県立 中学校長

印

教育課程の実施状況について(報告)

秋田県立中学校管理規則第3条第6項の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

年度教育課程実施報告書

学 校 名	秋田県立 中学校								
	第 1 学 年			第 2 学 年			第 3 学 年		
	標 準 時 数	最 高 時 数	最 低 時 数	標 準 時 数	最 高 時 数	最 低 時 数	標 準 時 数	最 高 時 数	最 低 時 数
国 語									
社 会									
数 学									
理 科									
音 楽									
美 術									
保 健 体 育									
技 術 ・ 家 庭									
外 国 語									
道 徳									
特 別 活 動(学級活動)									
総 合 的 な 学 習 の 時 間									

様式第5号 教務主任等任命報告書(第9条関係)

(A4判)

記号及び番号
年 月 日

秋田県教育委員会教育長 様

秋田県立 中学校長

印

教務主任等の任命について(報告)

秋田県立中学校管理規則第9条第2項の規定により、次のとおり教務主任等を任命したので、報告します。

主任等名		氏名
教 務 主 任		
研 究 主 任		
学 年 主 任	1 学 年	
	2 学 年	
	3 学 年	
生 徒 指 導 主 事		
保 健 主 事		
進 路 指 導 主 事		
そ の 他 の 主 任 等		

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第一号

庁中一般
各地方機関
各教育機関

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会行政組織規則施行規程（昭和六十一年秋田県教育委員会訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第一条を削り、第三条を第二条とする。

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第二号

庁中一般
各地方機関
各教育機関

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等事務決裁規程（昭和五十八年秋田県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第四条の二に次の一項を加える。

4 政策監が担当する事務についての第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「課長又は室長」とあるのは、「政策監」と、第二項中「課長」とあるのは「政策監」と、「教育次長」とあるのは「課長（当該課長が不在のときは、教育次長）」と読み替えるものとする。

第六条第一項の表本庁の項第二号中

当該事務を所掌する班の班長

を

班長

に改め、同表教育機関の項第一号中「総合教育センター所長及び」及び

「部長又は室長」を削り、同項第三号中「青少年交流センター所長」を「総合教育センター所長、青少年交流センター所長」に改め、同項第五号を削る。

別表第一第二号の表に次の一号を加える。

十 退職手当の裁定

教育次長

別表第一第三号を次のように改める。

三 幼保推進課

事項名

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による市町村立幼稚園の名称、位置及び学則の変更の届出の受理

専決権者
課長

別表第一第四号の表第五号中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の下に、「（昭和三十三年法律第十六号）」を、「市町村立小学校」の下に「及び県立中学校」を加え、同表第九号中「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」の下に、「（昭和三十八年法律第八十二号）」を加え、同表第十号中「教科書の発行に関する臨時措置法」の下に、「（昭和三十三年法律第三十二号）」を加え、同表第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十一 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）の施行に関する事務

(一) 免許状の授与に係る証明書の交付

(二) 免許状の失効等の所轄庁等への通知

(三) 免許状の書換え又は再発行

(四) 教育職員免許法認定講習の開設申請の内容変更及び実施状況の報告

課長
課長
課長
課長

通知	課 長
(五) 盲者等の区域外就学の承諾及び区域外就学届の受理 の通知	課 長
(六) 盲者等でなくなった旨の通知の受理及び市町村教育委員会へ の通知	課 長
八 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行に 関する事務で県立特殊教育学校及び市町村立小中学校の特殊学級 に係るもの	課 長
(一) 教科用図書受領冊数の確認等	課 長
(二) 教科用図書給与児童生徒数の報告の受理等	課 長
九 教科書の発行に関する臨時措置法の施行に関する事務で県立特 殊教育学校及び市町村立小中学校の特殊学級に係るもの	課 長
(一) 教科書展示会の開催状況の報告	課 長
(二) 教科用図書目録の配布	課 長
(三) 教科書の必要数の報告の受理等	課 長
十 研究指定校等の決定	課 長

別表第九号の表を次のように改める。

事 項 名	専決権者
教職員の福利厚生計画の決定及び実施	課 長

別表第三第一号中「、部又は室」を削り、同号の表備考以外の部分中「課長等」

21 学校教育法	45の2	1	技能教育のための施設の指定	30	高 校 教 育 課	高 校 教 育 課
----------	------	---	---------------	----	-----------	-----------

別表中第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第二十六号並びを一号ずつ繰り上げ、第二十七号の前に次の一号を加える。

26 学校教育法施行令	17		区域外就学の承諾	7	特別支援教育課	特別支援教育課
-------------	----	--	----------	---	---------	---------

別表に次の一号を加える。

を「課長」に改め、同表の備考を削り、別表第三第二号中「、部又は室」を削る。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第 三 号

庁 中 一 般
各 教 育 機 関

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程（平成八年秋田県教育委員会訓令第 五号）の一部を次のように改正する。

別表第十四号及び第十五号を削り、同表第十六号中

〃	〃
---	---

を「義務教育課 義務教育課」に改め、同号を同表第十四号とし、同表第十七号

から同表第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同表第二十二号を同表第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

75	秋田県立武道館条例	2			武道館の使用の許可	1	指定管理者	指定管理者	
76	〃	5			武道館の使用料の減免	10	保健体育課	保健体育課	

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第4号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育庁職員等服務規程の一部を改正する訓令

秋田県教育庁職員等服務規程（昭和二十八年秋田県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「第二十一条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

様式第十一号中「~~職員の職務~~」を「~~職員の職務~~」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県教育関係職員人事事務取扱規程（昭和四十七年秋田県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第一条第六号中「~~幼児・養護教育課長~~」を「~~特別支援教育課長~~」に改める。

第五条中「第十三条第一項」を「第十一条」に改める。
 第六条中「第十三条第一項」を「第十一条」に「のつえ」を「のつ」に改める。
 別表第二(第二号)中「(3)を除く。」を削ぎ、別表第四号中「第14条第2項」の次「の規定」を加え、「国立及び公立の学校の事務職員の職務の特例に関する法律」を「公立の学校の事務職員の職務の特例に関する法律の規定」に改める。
 別表第三第十一号中「第3条」を「第9条第2項において準用する教育公務員特例法第14条第2項の規定」に改める。

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第6号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会行政文書管理規程（平成十一年秋田県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「及び」を「又は秋田県立中学校管理規則（平成十六年秋田県教育委員会規則第九号）」に、「並びに」を「若しくは」に改める。

別表第二第五号中「~~幼児・養護教育課~~」を削ぎ、「~~及び特別支援教育課~~」を「~~特別支援教育課及び特別支援教育課~~」に改め、「~~及び義務教育課~~」を削ぎ。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第7号

庁 中 一 般

各 地 方 機 関
各 教 育 機 関
秋田県教育委員会公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。
平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会公印取扱規程（昭和六十二年秋田県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表中、「高校教育課長」を「義務教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第8号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会分限・懲戒処分審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育委員会分限・懲戒処分審査会規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会分限・懲戒処分審査会規程（昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、幼児・養護教育課長」を削り、「及び高校教育課長」を、「、高校教育課長及び特別支援教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第9号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会給与委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清
秋田県教育委員会給与委員会規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会給与委員会規程（昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第三条中「、幼児・養護教育課長」を削り、「及び高校教育課長」を、「、高校教育課長及び特別支援教育課長」に改める。

第六条中「義務教育課」を「総務課」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第10号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会研修計画委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会研修計画委員会規程の一部を改正する訓令
秋田県教育委員会研修計画委員会規程（昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第三条中「幼児・養護教育課長」を「幼保推進課長」に改め、「高校教育課長」の下に「、特別支援教育課長」を加える。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県教育委員会訓令第11号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会生徒指導委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育委員会生徒指導委員会規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会生徒指導委員会規程（昭和五十三年秋田県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第三条中「幼児・養護教育課長」を削り、「生涯学習振興課長」を「特別支援教育課長、生涯学習課長」に改める。

秋田県教育委員会訓令第十二号

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

庁 中 一 般
各 地 方 機 関
各 教 育 機 関

秋田県教育委員会教員採用委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十六年三月三十日

秋田県教育委員会教育長 小野寺 清

秋田県教育委員会教員採用委員会規程の一部を改正する訓令

秋田県教育委員会教員採用委員会規程（昭和五十三年秋田県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第三条中「幼児・養護教育課長、」を削り、「及び高校教育課長」を「、高校教育課長及び特別支援教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印 刷 所 印 刷 者

秋田県株式会社 松原印刷社
秋田市山王七丁目五番二十九号
電話 082-8766863 FAX 082-8766863
E-mail: matsubara@matsubaransatsu.co.jp

